

くまもつと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託 仕 様 書

1 業務名

くまもつと旅スポコンテンツ販売促進事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月26日（水）まで

3 業務の目的

熊本県では、熊本県スポーツツーリズム推進戦略「くまもつと旅×スポーツ推進戦略」にてスポーツ・アクティビティと熊本観光の強み（温泉・食など）を組み合わせたコンテンツの開発を戦略の1つと位置付け、「熊本の多彩な温泉（泉質）・食を活用したウェルネスツーリズムの推進」を図ることとして、関係市町村等とコンテンツの開発を進めてきた。

本事業の実施を通じ、年々高まる健康意向を観光ニーズと捉え、「気軽に参加、楽しく参加。一人で参加、何でも楽しめる」をコンセプトとし、これまでの観光で得ることのできないような解放感とストレス解消を実現し、普段の生活の質（QOL）の向上を目指します。

なお、これらの取組みは、関係者で組織するワーキンググループでの議論等を通じて行う。

※ワーキンググループとは、市町村・観光協会など受入団体で構成する協議の場

4 業務委託内容

受託者は「3 業務の目的」を達成するため、具体的な手法と実施内容について企画立案すること。なお、下記内容を盛り込み業務を実施すること。

（1）熊本ならではのスポーツツーリズム・ウェルネスツーリズムコンテンツの販売を行うこと

○令和5年度までに開発着手した8地域のコンテンツ（10旅行商品）を販売に繋げること。（販売方法については、受託者のWEBサイトや店頭での販売に限るものではない。）

○本委託事業が終了しても継続して販売できる方法を優先して取り組むこと。

KPI：令和6年度内に4エリア各1件以上（計4件以上）の販売実績を残すこと。また、販売できなかったエリアについても、特段の事情がない限り次年度以降に販売開始できるようサポートすること。

※8地域のコンテンツ（旅行商品）詳細は別添「プログラム一覧」参照

(2) コンテンツ（旅行商品）の情報発信

- コンテンツについては、商品化し、効果的な方法で販売するとともに、Web や SNS 等での情報発信を行うこと。
- Web や SNS 等を活用した販売商品の情報発信に関しては、旅行者が必要な情報を整理し、利用しやすい環境を整えたうえで実施すること。
- 本委託事業終了後も、引き続き販売・情報発信可能な方法も検討すること。

(3) ワーキンググループによるコンテンツ（旅行商品）の商品化・販売に向けた取組み強化

- 上記（１）（２）の事業を円滑に進めるため、ワーキンググループでの協議を実施すること。
- ワーキンググループは、実施主体等との個別の意見交換も交えながら、議題内容に沿って参加者を変更するなど臨機応変に対応し、必要に応じて複数回開催すること。（年４回以上の実施を想定）

5 納期限

令和７年（２０２５年）３月２６日（水）

6 成果物

- (1) 販売商品
- (2) 事業実施に関する報告書 印刷物２部 電子データ（USB）１部
- (3) 収支精算書

7 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

9 特記事項

- ・ 本仕様書に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。
- ・ 地域の様々な事業者との連携を密にするための工夫をすること。
- ・ 業務実施体制について、明示すること。
- ・ スケジュール管理については、遅滞なく行うこと。
- ・ その他、「3 業務の目的」を効果的に達成するための提案を行うこと（任意）。